審議会等の会議結果報告書

【担当課】地域福祉課

会議の名称 令和3年度茅野市地域福祉審議会						
会			令和3年度茅野市地域福祉審議会			
開	催日	時	令和4年3月30日(水)18時30分~20時			
開	催場	所	市役所8階大ホール			
【委員】平出会長、竹内副会長、熊崎委員、戸川委員、大久保委						
			木村かほり委員、木村明美委員、高木委員、武井委員、戸田委員、			
			林委員、宮下委員、五味委員			
出	【事務局】茅野市長、依田健康福祉部長、牛山高齢者・保険課長、					
					倹課長、	
			平林高齢者福祉係長、丸茂保健福祉サービスセンター長、			
			井出地域福祉課長、清水障害福祉係長、守屋福祉21推進係長、			
			小林福祉21推進係主任			
欠	席	者	なし			
公員	開・非公開	の別	公開 · <u>非公開</u>	傍聴者の数	0 人	
議題及び会議結果						
発言者			協議内容・発言内容(概要)			
			1 開 会			
			2 会長あいさつ			
			3 市長あいさつ			
			4 諮問			
			5 審 議			
			(1)審議会の公開について			
			本審議会について公開することに決定する。			
			(2) 茅野市成年後見制度利用促進基本計画(案)について			
			資料により概要説明			
ATTICE OF PRESENTED						
委員			P 7 の「(2)担い手の確保・養成等」に「茅野市社会福祉協議会による			
			法人後見受任の取り組みの充実を図ります。」とあるが、「法人後見受任」			
			は人後元文正の取り組みの元天を因りより。」とめるが、「仏人後元文正」」とはどういうものか。			
Crac Jv. J OVJH.						
事務局			「成年後見」とは、個人が後見人になることであり、「法人後見」とは、			
			法人が後見人になるということを言う。Aさんという「人」が受けるとい			
			うことではなく、茅野市社会福祉協議会のような「法人」が後見人になる			

ということである。

成年後見の場合、個人が歳を取り、後見人としての役割を果たせなくなり、誰かに交代しなければいけなくなることがあるが、法人後見の場合は、法人として受けるため、担当者が変わる場合でも、後見人を受け続けることができるというメリットがある。

委員

成年後見人等を担う方の数が十分とは言えないとされているが、その 問題は完全に解消されると考えてよいか。また、弁護士や司法書士が受任 できる件数には制限があると思うが、法人後見受任にすれば多くの件数 を受けられると考えてよいか。

事務局

計画として入れているが、すぐに全てを受任可能という状況は難しい のが現状である。

委員

社会福祉協議会の専門職後見人等が共同し、徐々に受任可能件数を増 やしていくということでよいか。また、専門職後見人が不足してくれば、 新規に採用し、受任できる件数を増やしていくと考えてよいか

事務局

そのようにしていきたい。また、社会福祉協議会の他にも法人後見をやってもよいという法人が出てくるように拡充していきたい。

委員

ここで言う社会福祉士とは、大学で指定科目単位取得し、試験に合格し た人を指すのか。

事務局

そのとおりである。

委員

社会福祉士の資格を持ちながら、他業種で働いている人は多くいると思う。資格を持っている人たちは、専門職として成年後見人になる候補者となり得るか。若しくは、医療現場等での勤務実績がないと候補者にならないのか。

事務局

医療現場等での勤務実績は必要でなく、必要な研修を修了することが 条件となる。

専門職については、主に、弁護士、司法書士、社会福祉士がいるが、今後の担い手の確保として、市民後見人の養成もしていかなければいけないと考えている。

委員

P5に「認知症などにより判断能力が不十分で、かつ、身寄りがない、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行ったり」とあるが、認知症関係による市

長申立ての実績は何件ほどあるのか。

事務局

認知症関係での市長申立ての実績は、直近3年で2件である。

委員

成年後見制度は、日常生活における身の回りのことについては取り扱わないが、身の回りのことについては、施設やケアマネジャーの助けにより対応できると思う。身寄りのない方や親族を頼ることができない方の支援環境を整えていくことも大切であると思う。

委員

本制度の認知度を上げるための周知活動をしていかなくてはいけない 一方で、担い手不足が課題となっているが、この整合性についてはどのよ うに考えているか。

事務局

諏訪圏域内の専門職の人材にも限りがあり、今度の成年後見人等を担う方の数が十分であるとは言えないのが現状である。専門職の取り合いになってはいけないため、今年から諏訪圏域内6市町村で受任調整会議を開催し、専門職の受任調整を行っている。また、制度の新たな担い手となる市民後見人の養成を広域的に推進していきたいと考えている。

委員

新たな担い手の養成というのは大変なことであり、時間も必要だと思うが、新たな担い手の確保、育成というところが一番の課題であると考える。育成の方法を具体的に検討し推進していってほしい。

委員

地域連携ネットワークについて、P6に地域連携ネットワークのイメージ図があり、NPO法人も入っているが、どのようなことをしていくのか。

事務局

NPO法人はデイサービスのような事業所以外でも福祉関係で活動している法人を想定している。制度の推進について検討していく際に協力いただきたく、含めさせていただいている。

委員

ネットワークの団体について、介護部門としてはデイサービスが考えられるが、障害部門の団体が少ないように感じる。障害部門の団体を増やした方がいいように思うがどのようにお考えか。

事務局

障害部門に加え、高齢者部門の団体についても、今後、ネットワークに 加わっていただきたいと考えている。

委員

様々な団体と連携し、周知や担い手の養成を行っていくと思うが、専門 的な方・団体だけでなく、地域住民にも加わっていただければよいと思 う。

事務局

地域住民にも加わっていただき、推進していければ良いと考えている。

委員

私自身、成年後見制度の推進で関わったことがあるが、報酬費用についても課題があるのではないか。後見報酬のみでは生活するのが難しく、ボランティアのような側面がある。負担の割に報酬が比較的低い現状があり、専門職の人に大きな期待をするのは難しく、また、市民後見は権限が限られているため、社会福祉協議会等による法人後見受任を推進していってほしい。

委員

成年後見制度を利用する際には、10万円近く報酬費用がかかってくる と記憶している。制度を利用する人たちは、これだけの報酬費用を払って いくことになる訳だが、金額はどのように決まっているのか。

事務局

計画の中に報酬費用についての細かな説明については記載していないが、家庭裁判所が成年後見制度を利用しようとする方の財産目録を確認し、報酬費用を決定している。被後見人の収入については、定期的に報告することになっており、毎年の収入により報酬費用が決まってくると記憶している。

なお、費用の負担が困難な方に対して、市が審判の申立てにかかる 費用や後見人等への報酬費用の助成を行う事業については整備がな されている。

委員

市民後見人とはどういう方を指すのか。

事務局

弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職とは異なり、必要な研修を 修了し、家庭裁判所に名簿を提出し登録された個人を市民後見人という。

委員

専門職の方と市民後見人では、権限にどのような違いがあるのか。

事務局

専門職の方と市民後見人では、権限の違いはないが、一般的に市民後見 人には支援センターといった監督人が就き、監督人と相談をしながら決 定をしていく場合がほとんどである。

委員

現在、茅野市内に市民後見人は何名いるのか。

事務局

現在、茅野市では0人となっている。

委員

市民後見人の実績はあるのか。

事務局

諏訪圏域では現在まで0人となっている。

委員

市民後見人のなり手支援について、諏訪圏域独自で報酬面やその他支援策について考えがあるか。

事務局

今後、検討していきたい。

委員

市民後見人になるために必要な研修を修了した方が自ら後見人として 認めてもらうための申請をするのか、または、研修を修了した時点で家庭 裁判所から自動的に市民後見人として認められるのか。

事務局

市民後見人の候補者が自ら家庭裁判所に対して申請として名簿の提出 を行う。また、親族がいる場合は、家庭裁判所が親族の履歴を確認し、裁 判所が親族を後見人に選出する。

財産管理の選任として1名、身上監護の選任として1名というように、 1名の対象者に2名の後見人が就く場合もある。

茅野市・原村成年後見支援センターについては、計画を全体的に推進し ながら業務を行っていくということが大きな目標になる。

委員

親族が後見人になる場合は、市民後見人の範疇に入るのか。

事務局

市民後見人とは、親族を除く第三者のことを指す。

委員

親族が後見人になった場合は、後見人として必要な知識を身につけて もらう必要があるのか。

事務局

後見人は毎年家庭裁判所に後見事務の報告を行うこととされており、 その報告をもって裁判所が確認していると記憶している。

身内だからできることはあると思うが、第三者が他人の身上監護を行うことは中々難しい。法人後見であればワンストップで行うことができる場合も多いため、成年後見支援センターが担っていければよいと考えている。

委員

市民後見人が何かをするときに、中核機関がサポートしてくれると考えてよいか。例えば、書類の書き方を初め、倫理的な判断をしなくてはならない時に、倫理コンサルテーションのようなことを受けてくれるのか。 書類の書き方を初め、困っている時にサポートすることが中核機関の

事務局

倫理面として、例えば、この方はもう腎臓が悪く、透析しないと亡くな

委員

| 役割としている。

ってしまう。透析するかしないかといった医療行為の同意、不同意については、後見人には権限がない。このような判断の際には、後見人は一切何もしてくれないということになる。

報酬費用の支払い能力がある方は、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職に就いてもらえる。そうではないケースを社会福祉協議会が 法人後見で受けていくというケースが増えていくと思われる。

身寄りがない方の倫理的な問題については、医療現場には大きなストレスがかかるため、その際に倫理委員会のような会を設けていただき、どのような医療行為が適当か、どのような最後を迎えてもらうのが適当か、といった内容を話し合う場に社会福祉協議会にも加わっていただき、医療現場の重荷を少しでも分かち合っていただけるとありがたいと感じている。

委員

成年後見制度の利用促進をするということであれば、受け皿がないと利用の促進はできない。利用促進は、すなわち受け皿の拡充ということだと思う。その受け皿の拡充の方向性を考えた時に、市民後見人を増やすという方向で考えるのか、それとも、法人後見人を増やすという方向で考えるのか。市民後見人が増えていけばよいと思うが、方向をはっきりさせた上で利用促進を進めてほしい。

事務局

市民後見人について、伊那市では伊那市社会福祉協議会で臨時職員と して雇用し、日常生活自立支援事業や権利擁護といった社会福祉協議会 が行っている事業に携わっていただき、現場の経験を積んでいただいた 上で市民後見人になったと記憶している。

市民後見人の数は非常に少ないが、市民後見人を多数育成しようとなれば、しっかりした講習カリキュラムを組み、研修を修了した上でなっていただくということになるが、相当の現場経験がないと、他人の財産を管理していくというのは非常に重たいことである。また、判断能力がない方を対象とするため、市民後見人は非常にハードルが高いというのが現実である。

委員

それであれば、P7 (2)「制度の新たな担い手となる市民後見人の養成について広域的な取り組みの推進に努めます」という一文は、もう少し後退した文章にした方がよいのではないか。

委員

本計画の内容は専門性が高く、非常に難しく感じた。

平成12年に介護保険制度ができた際、最初は意味が全然分からなかったが、公民館で説明を聞き、立派な制度だと感じた。歳を取り、1割だけの負担になることはよいことだが、その歳なるまでが中々大変で、100歳生き抜くということは大変なことなんだと、ここ数年考えている。

財産管理について、たくさんの財産管理を持っている方は、弁護士、司 法書士等の専門職が就いていると思う。本当に困るのは、相談相手もいな いという人なのではないか。

委員

P3に「人口規模からは相対的に少ない状況にあります。」とあるが、 全国的に見て茅野市はどの程度の低さなのか。推進していくための計画 には、一般的に数値目標があると思うが、どの辺りを目標としているの か。

事務局

本基本計画は概要的な計画であり、体制を整えていくというところが メインになっているため、数値目標は定めていない。

委員

成年後見制度は、まだまだ制度上の問題があると思うが、本計画をセーフティーネットとして作るということであれば、こういう場合には最後は社会福祉協議会の法人後見で面倒を見ます、といった一文があれば安心できるのではないかと感じた。

諮問については、了承し、審議の中で出された意見について十分に尊重されるよう申し添えて、答申とする。

6 答申

(会長から市長へ答申)

- 7 その他
- 8 閉会